

高知県建設工事監督要領

(平成17年4月1日制定)

(趣旨)

第1条 この要領は、高知県建設工事監督規程（昭和42年高知県訓令第2号。以下「監督規程」という。）に規定する監督事務処理の必要な細目を定めるものとする。

(監督職員)

第2条 監督は監督規程第2条の規定に基づき、次に定める「監督業務区分」による職員が行うものとする。

監督業務区分

業務区分	契約区分 監督区分		監督職員指名 及び区分職名		備考
			本庁監督工事	出先機関監督工事	
総括監督業務	総括監督員		課室長	技術次長	技術次長等のいない場合は所属長とする。
専任監督業務	専任監督員		課長補佐	課長	
主任監督業務	主任監督員		班長又はチーフ	班長又はチーフ	
工事監督業務	工事監督職員	工事監督員	「工事監督職員指名基準」による、課室及び出先機関の技術職員。		総括監督員を除く監督員は兼ねることができる。
		工事副監督員			

2 工事を施行する出先機関の長は、受注者に対し直接施工技術等を指導監督させる工事監督職員を指名する場合、次の工事監督職員指名基準に従い指名しなければならない。

工事監督職員指名基準

工事規模及び工事監督職員（条件付き採用職員を除く）の指名対象範囲
当初請負対象金額1,000万円以上 ① 2人以上の工事監督職員を指名する。 ② 工事監督員は、現場監督3年以上の経験を有する職員であること。ただし、工事内容、現場条件などを考慮し、その職務を執行できると認めた場合はこれによらず指名することができる。
当初請負対象金額1,000万円未満 ① 1人以上の工事監督職員を指名する。

- (1) 同一の現場において2人以上の工事監督職員を命じた場合は、その1人を工事監督を総括する「工事監督員」として、その他の命じた工事監督職員を「工事副監督員」として指名するものとする。
また、1人の工事監督職員を命じた場合は、「工事監督員」として指名するものとする。
- (2) 工事監督職員は、監督に係る専門的技術及び監督技術を習得した職員を指名するものとする。
ただし、事業主管課及び出先機関において、工事監督職員の対象者が1名の場合は工事監督員に指名し、その他の職員を工事副監督員として指名することができる。
また、対象職員がいない場合は、監督規程第3条の規定による委託及び依頼により契約目的物が適正な施行が図れるよう監督体制を確立しなければならない。

(監督業務分担)

第3条 監督規程第2条第2項の規定に定める総括監督員、専任監督員、主任監督員及び工事監督職員の基本的業務は、次に定めるものとする。

(1) 総括監督員の業務

- ① 専任監督員、主任監督員、工事監督職員の指揮監督及び各監督業務の掌握。
- ② 監督職員が現場監督業務を行う場合は2人一組を基本とし、現場監督技術の継承等、技術向上を図らなければならない。
- ③ 受注者に対する指示及び承諾。

(2) 専任監督員の業務

- ① 主任監督員、工事監督職員の指揮監督及び専任監督業務、主任監督業務、工事監督業務の掌握、並びに監督技術向上の教育。
- ② 受注者に対する指示及び承諾。

(3) 主任監督員の業務

- ① 工事監督職員の指揮監督及び主任監督業務、工事監督業務の掌握、並びに監督技術向上の教育。
- ② 受注者に対する指示及び承諾。
- ③ 工事現場における施工体制の点検。

(4) 工事監督職員の業務

- ① 工事監督員として指命されたものは、主任監督員への報告及び担当現場の工事副監督員の指揮監督並びに工事監督業務の掌握
- ② 工事副監督員として指命されたものは、工事監督員への報告及び担当現場の工事監督業務の掌握
- ③ 受注者に対し必要な指示、承諾又は協議で軽易なものの処理
- ④ 設計書、仕様書、契約関係図書に基づく実施のための施工計画書及び詳細図等軽易な図書の受理及び承諾
- ⑤ 設計書に基づく施工管理、立会、工事の部分確認、工事材料の試験又は検査の実施

(監督の技術的基準)

第4条 監督職員が監督を行うにあたって必要な「高知県建設工事監督技術基準」は別に定めるところによるものとする。

(中間検査)

第5条 監督職員は、監督規程に定められた中間検査について、次の各号に掲げる事項に該当する場合は、検査を要請しなければならない。

- (1) 工事の主体部分を施工するとき
- (2) 基礎工事又は杭打工事等完成後水中又は地下に埋設し、外面から直接明視できないものを施工するとき
- (3) 別途工事と重複施工により外面から直接明視できないもの
- (4) 部分使用をするとき
- (5) その他重要な部分を施工するとき
- (6) 工事監督職員が必要と認めたとき
- (7) 高知県建設工事検査要領第4条に定めるもの

(適用除外工事)

第6条 一般的な土木工事を除く軽微な修繕設備補修工事等については、高知県建設工事監督規程第36条の規定により適用除外工事とすることができる。

(雑則)

第7条 この要領に定めるもののほか、工事の請負契約の監督に関し別途細目を定めることができる。

附 則 (平成11年4月1日)

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

この要領は、平成25年4月1日から施行する。